

音楽迎賓館 友の会 会則

1. 名称 本会は「音楽迎賓館友の会」略称**館友会**と称する。
2. 目的 音楽家相互の音楽活動情報を交換し、会員の音楽活動の支援と松本記念音楽迎賓館の利用拡大に繋げることを目的とする。
3. 活動
 - 3-1 松本記念音楽迎賓館の必要に応じ、会員への割引価格で会場を提供する。
 - 3-2 松本記念音楽迎賓館で催される音楽行事の広報活動に協力する。
 - 3-3 館友会員の提案で会合を持つ。
4. 会員 目的に賛同する演奏家、並びに音楽関係者を対象とする。
5. 運営 館友会は下記の組織で活動する。
 - 5-1 会長には松本記念音楽迎賓館 管理者もしくは代行を置く。
 - 5-2 会長の必要に応じ館友会を招集し、目的に応じた運営に当たる
6. 会費 会の目的が相互扶助であり、会費は徴収しない。但し、会員の要求で会員への一方的なサービス経費が発生する場合は、会費徴収の検討をする。
7. 場所 館友会事務局を東京都世田谷区岡本2丁目32番15号の松本記念音楽迎賓館に置き、連絡先を03-3709-5952とする。

以上

改訂 令和 2年5月18日

制定 平成21年5月29日